

一般財団法人宮城県建築住宅センター  
適合証明業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この適合証明業務手数料規程は、一般財団法人宮城県建築住宅センター適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 業務規程第13条第1項に規定する適合証明業務の検査手数料（新築住宅及び既存住宅）は、申請1件につき下記に定めるとおりとする。

(1) 一戸建て（新築住宅）の場合

・基本料金

(消費税を含む。)

区 分	フラット35の省エネ基準の確認方法	全ての検査一括	設計検査のみ	中間検査のみ	竣工検査のみ	竣工済特例
当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	標準計算又はモデル住宅法	58,300円	24,200円	14,300円	24,200円	66,000円
	仕様基準	55,000円	20,900円	14,300円	24,200円	62,700円
上記以外の場合	標準計算又はモデル住宅法	72,600円	29,700円	18,700円	29,700円	80,300円
	仕様基準	69,300円	26,400円	18,700円	29,700円	77,000円

・フラット35Sを利用する場合に、基本料金に加算する額

(消費税を含む。)

適用する基準		全ての検査一括	設計検査のみ	中間検査のみ	竣工検査のみ	竣工済特例
省エネルギー性	A・Bプラン(断熱等性能等級+一次エネルギー消費量等級)	0円	0円	0円	0円	0円
	低炭素建築物新築等計画認定通知書・建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書	-8,800円	-8,800円	0円	0円	-8,800円
	BELS評価書・設計住宅性能評価書	-22,000円	-8,800円	0円	-9,900円	-22,000円
バリアフリー性	A・Bプラン(高齢者等配慮対策等級(専用部分)3又は4以上)	7,700円	3,300円	1,100円	1,100円	6,600円
	設計住宅性能評価書	3,300円	-8,800円	1,100円	1,100円	2,200円
	建設住宅性能評価書	-22,000円	-8,800円	0円	-9,900円	-22,000円
耐久性・可変性	Bプラン(劣化対策等級3及び維持管理対策等級2以上)	7,700円	3,300円	1,100円	1,100円	6,600円
	設計住宅性能評価書	3,300円	-8,800円	1,100円	1,100円	2,200円
	建設住宅性能評価書	-22,000円	-8,800円	0円	-9,900円	-22,000円

耐震性	A・Bプラン(耐震等級2又は3)	22,000円	8,800円	9,900円	0円	適用外
	設計住宅性能評価書	11,000円	-8,800円	9,900円	0円	適用外
	建設住宅性能評価書	-22,000円	-8,800円	0円	-9,900円	-22,000円
耐久性・可変性(Aプラン)	長期優良住宅認定通知書	-8,800円	-8,800円	0円	0円	-8,800円
ZEH	BELS評価書	-8,800円	-8,800円	0円	0円	-8,800円
	設計住宅性能評価書					
	断熱等性能等級+一次エネルギー消費量等級	0円	0円	0円	0円	0円

※変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査のみ」の1/2の額とする。

※再検査が必要となった場合は、上表の検査手数料の1/2の額を追加徴収する。

(2) 共同建て(新築住宅)の場合

(消費税を含む。)

区分		申請戸数	設計検査	竣工検査
①フラット35、 ②財形住宅融資 ③フラット35Sで認定書等※1を添付する物件 ④建設住宅性能評価書又はBELS評価書(住戸評価に限る。)を取得し、かつ、S基準※2適合となる物件 ⑤フラット35S(ZEH)(評価書等※3を添付する物件)	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	1~2戸	13,200円	18,700円
		3~5戸	26,400円	38,500円
		6~10戸	38,500円	57,200円
		11~50戸	63,800円	95,700円
		51~200戸	90,200円	134,200円
		201戸~	115,500円	172,700円
	上記以外の場合	1~2戸	18,700円	38,500円
		3~5戸	38,500円	77,000円
		6~10戸	57,200円	115,500円
		11~50戸	95,700円	191,400円
		51~200戸	134,200円	268,400円
⑥フラット35S ⑦フラット35S(ZEH)(設計内容説明書、一次エネルギー消費量計算プログラムの帳票による場合)(⑤を除く。)	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	1~2戸	18,700円	28,600円
		3~5戸	38,500円	57,200円
		6~10戸	57,200円	84,700円
		11~50戸	95,700円	143,000円
		51~200戸	134,200円	201,300円
		201戸~	172,700円	258,500円
	上記以外の場合	1~2戸	28,600円	57,200円
		3~5戸	57,200円	115,500円
		6~10戸	84,700円	172,700円
		11~50戸	143,000円	288,200円
		51~200戸	201,300円	402,600円
201戸~	258,500円	518,100円		

※1 認定書等とは、Aプラン認定低炭素住宅、Aプラン性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)、Aプラン長期優良住宅のいずれかを選択した際、添付する認定書のことをいう。

※2 S基準とは、フラット35SBプラン又はAプランに適合する基準をいう。

※3 評価書等とは、BELS評価書をいう。

※異なる区分を2つ以上選択した場合は、選択した区分の中で最も高い手数料とする。

※変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査」の1/2の額とする。

※再検査が必要となった場合は、上表の検査手数料の1/2の額を追加徴収する。

(3) 賃貸住宅（新築住宅）の場合

(消費税を含む。)

区分	申請戸数	設計検査	竣工検査		
①優良な賃貸住宅基準を適用しない場合で、省エネ性能基準を設計内容説明書、一次エネルギー消費量計算プログラムの帳票等により確認する場合	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	1～10戸	申請戸数×3,300円 +18,700円	申請戸数×3,300円 +18,700円	
		11戸～20戸	申請戸数×2,200円 +31,900円	申請戸数×2,200円 +31,900円	
		21戸～	申請戸数×1,100円 +53,900円	申請戸数×1,100円 +53,900円	
	②優良な賃貸住宅基準を適用する場合で、省エネルギー性の確認をBELS評価書によらない場合。	上記以外の場合	1～10戸	申請戸数×3,300円 +31,900円	申請戸数×3,300円 +31,900円
			11戸～20戸	申請戸数×2,200円 +44,000円	申請戸数×2,200円 +44,000円
			21戸～	申請戸数×1,100円 +66,000円	申請戸数×1,100円 +66,000円
③上記以外の場合	当センターに建築確認又は検査を同時申請する場合	1～10戸	申請戸数×2,200円 +18,700円	申請戸数×2,200円 +18,700円	
		11戸～	申請戸数×1,100円 +29,700円	申請戸数×1,100円 +29,700円	
	上記以外の場合	1～10戸	申請戸数×2,200円 +31,900円	申請戸数×2,200円 +31,900円	
		11戸～	申請戸数×1,100円 +42,900円	申請戸数×1,100円 +42,900円	

※変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査」の1/2の額とする。

※再検査が必要となった場合は、上表の検査手数料の1/2の額を追加徴収する。

(4) 既存住宅の場合（戸建て及びマンション各住戸共通）

(消費税を含む。)

区分	旧耐震基準の住宅※1 又は不明の住宅		左記以外の住宅	
	建設性能評価等 ※2を活用	左記以外	建設性能評価等 ※2を活用	左記以外
①フラット35 ②フラット35借換融資 ③リ・ユース住宅 ④リ・ユースプラス住宅 ⑤フラット35S A、Bプラン (評価書等※3を活用した場合) ⑥フラット35S (ZEH) (評価書等※4を活用した場合)	94,600円	101,200円	56,100円	62,700円
⑦フラット35S Bプラン (省エネルギー性(開口部断熱)又は バリアフリー性)(⑤及び⑧を除く)	101,200円	105,600円	60,500円	68,200円
⑧フラット35S A、Bプラン (評価書等※3活用なし) ⑨フラット35S (ZEH) (評価書等※4活用なし)	別途見積			
⑩既存住宅瑕疵保険と同時申請の 場合(⑧及び⑨を除く)	上記表と同じ額		47,300円	

- ※1 旧耐震基準の住宅とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前又は新築時期（「表示登記の原因及びその日付」に記入した日）が昭和58年3月31日以前の住宅をいう。
- ※2 建設性能評価等とは、新築時の建設住宅性能評価、新築時の適合証明書、既存住宅の建設住宅性能評価書をいう。(劣化対策等級(構造躯体等)の等級2以上を取得したことがわかるもの)
- ※3 評価書等とは、取得しようとするAプラン又はBプランの基準を確認できる下記に示す書類(変更含む。)のことをいう。
- い. 取得しようとするS基準について適合していることを示すフラット35(新築住宅)の適合証明書
  - ろ. 取得しようとするS基準について適合していることを示す新築住宅の建設住宅性能評価書
  - は. 取得しようとするS基準について適合していることを示す既存住宅の建設住宅性能評価書
  - に. 取得しようとするS基準について適合していることを示す次世代住宅ポイント対象住宅証明書
  - ほ. Aプラン(省エネ性)の技術基準を証明する書類
    - a. 所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類  
(令和4年10月1日改正後の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合する

ものに限る。)

b. 集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類  
(令和4年10月1日改正後の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合するものに限る。)

c. 所管行政庁が交付する性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類(令和4年10月1日改正後の建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものに限る。)

へ. Bプラン(省エネ性)の技術基準を証明する書類

a. 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書

b. 所管行政庁が交付する性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類

c. 所管行政庁が交付する基準適合住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類

d. グリーン住宅ポイント対象住宅証明書

e. こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書

と. Aプラン(耐久性・可変性)の技術基準を証明する書類

a. 所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類

※4 評価書等とは、取得しようとするZEHの基準に適合していることが確認できる下記の書類のことをいう。

い. フラット35(新築住宅)の適合証明書

ろ. 新築時のBELS評価書及び断熱等性能等級5以上であることが確認できる新築時の建設住宅性能評価書

は. 断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6の基準に適合することが確認できる新築時の建設住宅性能評価書(ZEH Orientedのみ)

に. 断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6の基準に適合することが確認できる既存住宅の建設住宅性能評価書(ZEH Orientedのみ)

ほ. 既存住宅のBELS評価書新築時のBELS評価書及び断熱等性能等級5以上であることが確認できる新築時の建設住宅性能評価書

(5) リフォーム一体型及びリノベ(性能向上リフォーム推進モデル事業)の場合別途見積とする。

(6) リフォーム融資の場合

(消費税を含む。)

区分	手数料の額
①その他の融資対象リフォーム工事※1	67,100 円
②部分的バリアフリー工事	72,600 円
③ヒートショック対策工事	72,600 円
④エネルギー消費性能向上工事	78,100 円
⑤耐震改修工事(認定通知書等を添付する物件※2)	83,600 円
⑥耐震改修工事 (⑤を除く)	別途見積

※1 その他の融資対象リフォーム工事とは、増築工事、改築工事、修繕・模様替え等をいう。

※2 認定通知書等とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める計画の認定通知書の写しのことをいう。

※異なる区分を2つ以上選択した場合は、選択した区分の中で最も高い手数料とする。

(7) 賃貸住宅リフォーム融資

(消費税を含む。)

区分	手数料の額
①住宅セーフティネットリフォーム工事 (耐震改修工事を除く)	67,100 円
②省エネルギー対策工事	78,100 円
③耐震改修工事(認定通知書等を添付する物件※1)	83,600 円
④耐震改修工事(①の耐震改修工事を含み、③を除く)	別途見積

※1 認定通知書等とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める計画の認定通知書の写しのことをいう。

(手数料の減額)

第3条 継続して多量の取引が見込める場合については、前条に定める手数料について減額することができる。なお、額については、理事長が決定するものとする。

(手数料の徴収時期および納入方法)

第4条 手数料の徴収時期は以下のとおりとする。

(1) 新築住宅の場合

それぞれの検査申請ごとに、原則として「設計検査に関する通知書」の交付の日、中間現場検査日の前日及び竣工現場検査日の前日まで

(2) 既存住宅の場合

物件検査の前日まで

(3) リフォーム融資の場合

工事計画の確認まで

(4) 賃貸リフォーム融資の場合

賃貸住宅リフォーム工事計画の確認まで

2 納入方法は銀行振込、現金納入又は一括納入(センターと協定を締結した場合に限る。)のうちいずれかとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。